

四日市市支援対象児童等見守り強化事業業務委託マニュアル

1 本事業について

家庭環境の変化等により、困難を抱えるこどもとその家族を定期的に訪問し、食料品の提供等を行いながら、見守りを実施し、児童虐待の未然防止を図るものである。

2 事業者が行う事業内容について

四日市市の指示のもと、以下の事業内容を行う。

(1) 四日市市から指示があった家庭について、利用世帯へ週 1 回程度（年 48 回程度とする）の家庭訪問を行い、対象児童や保護者等に見守りを行うこと。また、特に四日市市から指示があった家庭について、学習等支援を併せて行うこと。なお見守りを開始するにあたり各家庭への初回の家庭訪問は四日市市こども家庭センター職員と同行して行うものとし、この初回の家庭訪問に関して委託料は支払わない。

(2) 対象世帯への食事や食材、物品を提供すること。提供にあたっては、対象世帯内の児童に対して行い、原則として手渡しとする。食事や食材の提供については対象児童の年齢に応じて配食量の増減やミルク、離乳食を提供する等調整を行うこと。物品の提供については、事前に四日市市に協議の上、学用品や衛生用品等を提供すること。

(3) 四半期毎の中間報告及び年度終了時には業務完了報告を行うこと。なお、緊急性が高い事態の発生や、そのおそれがある場合、その他、四日市市が求めた場合はすみやかに四日市市へ報告し、対応を協議すること。

(4) その他、四日市市から指示する上記（1）～（3）に関連する業務を行うこと。

3 支援対象世帯について

事業対象者は四日市市内に居住しており、市が見守りや生活支援等が必要であると認める 18 歳未満（高校生含む。）の児童（以下「対象児童」という。）のいる世帯とし、かつ本事業の利用を希望する世帯とする。

4 見守りについて

見守りとは以下のことを行う。

(1) 対象児童及びその保護者の家庭に家庭訪問し、目視確認を行う。

(2) 対象児童及びその保護者から生活全般に係る困りごと等について聞き取りを行う。

(3) 心配な情報を把握したら、四日市市へその都度早急に報告する。

なお、心配な情報としては以下が例である。

①対象児童に原因不明のケガやアザがある。

②保護者の怒鳴り声や対象児童に対して暴言がある。

- ③保護者が育児等でイライラした様子がある。
- ④対象児童の泣き声が長時間聞こえる。
- ⑤対象児童の服装や住居が不衛生である。
- ⑥対象児童が食事を摂っていない。
- ⑦ライフラインが止まっている。

(4) 事前に、四日市市から指示があった家庭については学習等支援を実施する。

学習等支援とは、児童に実際に勉強を教える、プリント等教材の提供等を想定している。

(5) 見守りを行うにあたっての注意事項は以下のとおりとする。

- ①日報を作成すること。様式は別紙①（参考様式）とする。なお、この日報を、事業実績報告書・明細書（別紙②）と併せて四半期ごとに提出すること。また、紙での提出に合わせて電子での提出も行うこと。

項目：日時、家庭訪問の可否、目視確認した保護者、対象児童の名前、面談内容、学習等支援や物品の提供を行った場合はその旨も記載するなど参考様式にある項目を全て網羅すること。

- ②見守りの時間は15分～20分を想定している。

- ③家庭訪問は二人体制とする。

- ④対象児童が外出等で不在の場合、保護者等に現状をヒアリングすること。なお月に1回以上対象児童の目視確認ができるよう努め、目視確認ができなかった場合は四日市市へ連絡すること。

5 食事・食材・物品の提供について

食事・食材・物品の提供については次のとおり行う。

- (1) 食事・食材の提供が対象児童の生育に大きな影響を与えることを認識のうえ、食品の衛生や栄養素の確保に留意した食事を提供するものとする。
- (2) 特に食品の衛生面においては、食品衛生法に基づく「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準じて食中毒等の事故防止に努めることとする。
- (3) 食事の提供個数については支援家庭の対象児童の数を上限とする。
- (4) 提供する食事の量や内容については、対象児童の年齢や健康状態、嗜好等に配慮し、決定する。
- (5) 対象児童が乳幼児の場合、粉ミルクや離乳食を提供してもよい。なお提供の頻度は、粉ミルク等の金額を1食の提案金額で割ったものを目安とする。

例1 2,000円の粉ミルクを提供し、1食の提案金額が500円の場合

$2,000\text{円} \div 500\text{円} = 4$ となるため、4回の家庭訪問に1度提供する。

例2 2,000円の粉ミルクを提供し、1食の提案金額が450円の場合

$2,000\text{円} \div 450\text{円} = 4.44$ となるため、5回の家庭訪問に1度提供する。

- (6) 見守りに重きを置いているため、提供にあたっては手渡しを原則とする。
- (7) 物品の提供については、事前に四日市市に協議の上、学用品や衛生用品等を提供すること。

6 家庭訪問をし、不在時の対応について

家庭訪問をし、不在であった場合の対応については以下のとおり行う。

- (1) 事前に不在であると連絡があった場合

→上限の範囲内において別日に訪問日を振り替える、もしくは中止とする。

なお、感染症の罹患等で見守りは不可能であるが、食事の提供を希望する場合においては、衛生面を配慮の上、食事を提供してもよい。ただし電話等にて対象児童の現状をヒアリングすること。このような場合、家庭訪問（不在）を計上すること。

- (2) 家庭訪問をした結果、不在であった場合

→保護者もしくは対象児童に架電する等、最大限面談できる努力をする。

- ① 連絡が取れた場合、上記（1）と同じ対応をとるものとする。
- ② 連絡が取れなかった場合、不在票、留守番電話へのメッセージ等、家庭訪問をした記録を残した上で、家庭訪問終了とする。なお、この場合において衛生面の保障が出来ないことから、食事等の提供は認めない。
このような場合、家庭訪問（不在）を計上すること。
- ③ 郵便物が溜まっている、異臭がする等異常事態が確認される場合は四日市市へすみやかに連絡するものとする。

7 中間報告及び業務完了報告について

四半期の終了毎にこども家庭センターに来所し、別紙①・②（参考様式）中間報告を行う。また年度終了時には業務完了報告も併せて行うものとする。なお、4月～6月を第1四半期、7月～9月を第2四半期、10月～12月を第3四半期、1～3月を第4四半期とする。

報告時には、別紙の見守り支援報告書及び日報を提出するものとする。

なお、この中間報告及び業務完了報告の提出後に部分払い及び完了払いを行う。

8 見守りを行うまでの流れ

実際に事業者が見守りを行うまでの流れを記載する。

- (1) 四日市市から、利用を希望する世帯の個人情報を事業者へ連絡する。
- (2) 事業者は内容を確認し、支援の可否について四日市市へ回答する。
- (3) 初回はこども家庭センター職員と事業者が同行訪問する。
- (4) 同行訪問において、支援の日時や内容等を決定し、保護者等との連絡先の交換

を行う。

(5) 2回目以降は事業者のみで見守りを行う。

9 その他

本マニュアルに記載されていない事項については四日市市と協議するものとする。

別紙① (参考様式)

別紙②

令和 年 月 日

四日市市長 宛て

受託者名
代表者

令和8年度支援対象児童等見守り強化事業実績報告書(第 四半期分)

みだしの件につきまして、仕様書のとおり実施ましたので、下記のとおり報告します。

1. 第〇四半期実績 金 0 円

内訳

実施内容	単価	実施回数等	金額
児童面会あり	5,060 円	0 回	0 円
児童面会なし	2,860 円	0 回	0 円
食事等提供	730 円	0 回	0 円
学習支援	660 円	0 回	0 円
物品提供	220 円	0 回	0 円

2 添付書類

- （1）令和8年度 第〇四半期 実績報告内訳明細
- （2）日報

令和3年度 第〇四半期 実績報告内訳明細

受託者：

対象世帯	児童人数	内容	児童面会あり	児童面会なし	食事等提供	学習支援	物品提供
		単価(円)	5,060	2,860	730	660	220
		実施月	回数	回数	提供数	回数	回数
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0
		実績額	0	0	0	0	0

対象世帯数	対象児童人数